岩倉市認可外保育所入所児童補助金について

岩倉市在住で認可外保育所を利用する児童の保護者の方で、要件を満たした場合に補助金を交付する制度です。

要　件

＜施設の要件＞

・認可外保育実施指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設であること。
・対象児童の保護者を雇用する事業主・事業団体が設置、または委託する事業所内保育所（企業主導型保育所）ではないこと。

＜児童の要件＞

・対象児童の年齢が利用年度の４月１日時点で満３歳に満たないこと。
・岩倉市に教育・保育給付認定申請書（兼入園申請書）を提出し、保育の必要があると認められていること。
・幼児教育・保育の無償化制度の対象者ではないこと。

補助金額

＜算出方法＞

① 認可外保育所に支払った保育料相当分（月額） から 岩倉市の認可保育園に入園した場合の保育料 を差し引いた額

② 年齢区分ごとの補助基準額（月額）
０歳児：１５，０００円　　１歳児：１０，０００円　　２歳児：５，０００円

⇒　① と ② のいずれか低い金額

例：年齢区分が１歳児のお子さんが、認可外保育所の保育料相当分が月額４０，０００円、岩倉市の認可保育園に通った場合の保育料が１９，４００円だった場合。

認可外保育所に支払った金額		岩倉市保育園の保育料		①差し引いた額
４０，０００円	－	１９，４００円	＝	２０，６００円

①差し引いた額		②年齢区分ごとの補助基準額
２０，６００円	＞	１０，０００円

補助金額（月額）は　１０，０００円

申請方法

＜認可外保育所　利用前＞

・岩倉市子育て支援課に教育・保育給付認定申請書（兼入園申請書）を提出し、教育・保育給付認定を受けてください。

⇩

＜認可外保育所　利用開始時＞

・利用を予定している認可外保育所に通所証明書の作成を依頼してください。

・認可外保育所入所児童補助金利用申請書を通所証明書と共に子育て支援課に提出してください。

申請書提出後、内容に問題がなければ補助金算定基準額通知が届く。

⇩

＜認可外保育所　利用中＞

・利用中の認可外保育所に支払った利用料等の領収書を必ず保管しておいてください。

⇩

＜前期分　補助金申請・請求＞

・４～８月までの利用実績を交付申請書兼請求書に記入し、領収書等を添付し９月２０日までに子育て支援課に提出してください。

１０月中旬を目途に、４～８月分が指定口座に振り込みされます。

⇩

＜後期分　補助金申請・請求＞

・９～３月までの利用実績を交付申請書兼請求書に記入し、領収書等を添付し３月３１日までに子育て支援課に提出してください。

※施設の事務処理等の都合で領収書等が間に合わない場合は、一度子育て支援課へご連絡ください。

５月中旬を目途に、９～３月分が指定口座に振り込みされます。